

令和7年度青森県普通会計決算について

1 決算概況

地方税の増とそれに伴う税収連動交付金の増のほか、子育て費用支援や県有施設の老朽化対策等に取り組んだ結果、歳入歳出決算額ともに前年度を上回った。

2 決算規模

令和7年度の普通会計の決算額は、

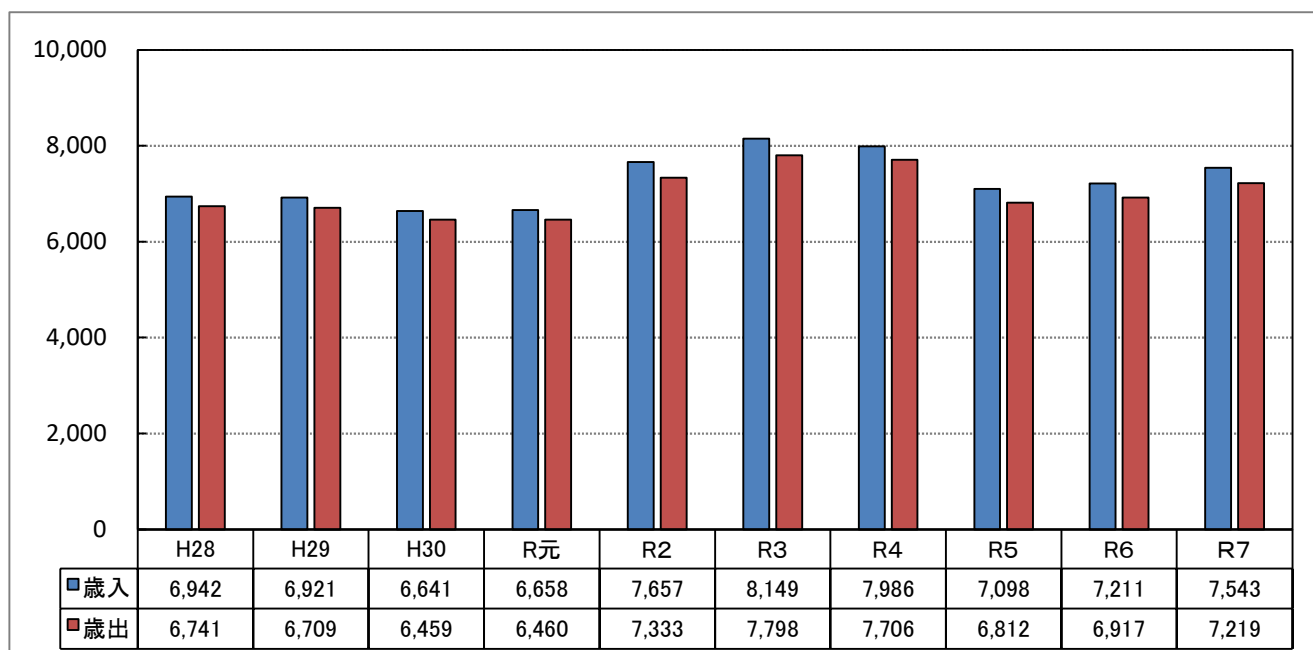
歳入 7,542億7,711万6千円 （前年度 7,210億5,319万9千円）

歳出 7,219億 921万2千円 （前年度 6,917億2,817万6千円）

と、前年度に比べて歳入で4.6%（332億2,391万7千円）、歳出で4.4%（301億8,103万6千円）の増となった。

〔歳入・歳出決算額の推移〕

（単位：億円）



歳入、歳出ごとの主な増減要因は次のとおりである。

歳入において、**地方税**は、個人県民税所得割が16.7%（51.6億円）の増、地方消費税（清算後）が8.6%（58.3億円）の増となったこと等から、地方税全体では7.6%（146.5億円）の増。

地方特例交付金は、個人県民税に係る定額減税減収補填特例交付金の減等により△83.1%（△32.5億円）の減。

地方交付税は、普通交付税が0.4%（8.6億円）の増、特別交付税が11.0%（6.2億円）の増となったこと等から、地方交付税全体では0.6%（12.9億円）の増。

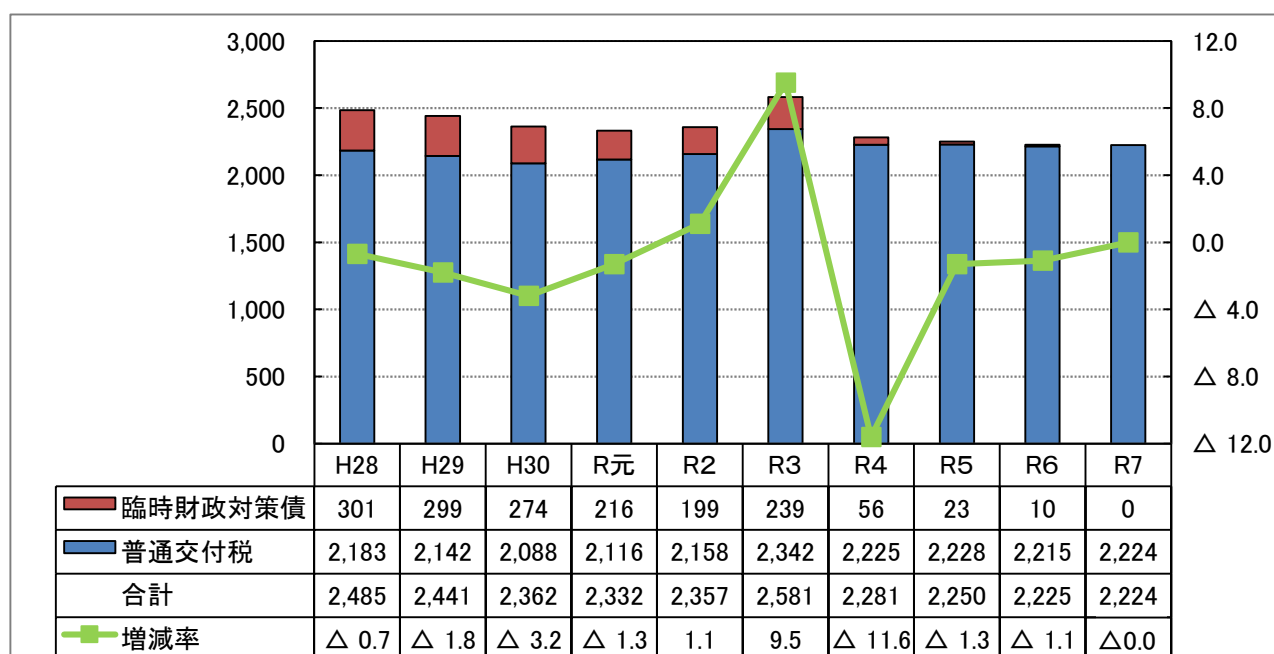
（臨時財政対策債は皆減（△9.7億円）、普通交付税との合計では△0.04%（△1.1億円）の減。）

国庫支出金は、一般公共事業との関連等により4.4%（53.3億円）の増、**諸収入**は、特別保証融資制度貸付金の増等により25.7%（96.3億円）の増、**地方債**は、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債の増等により5.4%（27.2億円）の増。

以上により、**歳入全体**では4.6%（332.2億円）の増となったものである。

〔普通交付税・臨時財政対策債の推移〕

（単位：億円、%）



※表示単位未満四捨五入の関係で合計が一致しない箇所がある。

歳出において、**義務的経費**は、公債費が近年の地方債発行総額の抑制等による元利償還金の減等により△5.2%（△51.7億円）の減となったことから、義務的経費全体では△1.7%（△48.3億円）の減。

投資的経費は、県有施設の老朽化対策等や公共事業関係費の増等により普通建設事業費が7.1%（99.7億円）の増となったことから、投資的経費全体では4.8%（69.5億円）の増。

その他の経費は、物件費が行政サービスや施設管理、情報システムの更新等に係る委託料の増等により6.7%（20.9億円）の増、補助費等が地方消費税交付金（市町村分）や学校給食無償化等子育て支援市町村交付金、衆議院参議院選挙関連経費の増等により8.4%（137.1億円）の増、貸付金が特別保証融資制度貸付金の増等により36.6%（100.3億円）の増となったこと等から、その他の経費全体では10.4%（280.7億円）の増。以上により、歳出全体では4.4%（301.8億円）の増となったものである。

（参考）

○ 社会保障施策に要する経費

介護保険関係負担金・交付金	223億 921万2千円
後期高齢者医療関係負担金	195億 607万8千円
国民健康保険関係費	111億6,791万1千円
障害者自立支援関係負担金	125億1,844万1千円
精神障害者措置入院及び通院医療扶助費	28億 420万4千円
地域医療介護総合確保基金関係費（医療分）	50億5,615万2千円
地域医療介護総合確保基金関係費（介護分）	28億5,607万9千円
生活保護扶助費及び市交付金	70億7,974万4千円
医療費助成関係補助金	15億3,377万5千円
難病関係医療扶助費	21億9,315万7千円
小児慢性特定疾患扶助費	1億3,571万2千円
児童手当等負担金	18億2,024万8千円
児童扶養手当給付費	10億8,736万7千円
児童入所施設等扶助費	32億6,263万2千円
教育・保育給付費負担金	123億 368万7千円
子ども・子育て支援新制度関係費（上記以外）	21億6,589万6千円
高等教育無償化関係費	3億5,350万5千円
計	1,081億5,380万円
	（一般財源 906億5,491万8千円）

※社会保障施策に係る主なものを掲載したもの。

（参考）

地方消費税及び地方消費税清算金（税込連動交付金差引後）	373億3,197万円
うち税率引上げによる増収額	204億1,667万6千円

○ 森林環境譲与税の使途に関する事項

市町村が実施する施策の支援	1,385万9千円
間伐等の森林の整備に関する施策	2億7,144万5千円
森林の整備を担うべき人材の育成及び確保	4,127万6千円
木材の利用の促進	4,084万4千円
森林の有する公益的機能に関する普及啓発	430万7千円
	3億7,173万1千円
	（一般財源 3億5,651万5千円）

（参考）森林環境譲与税

1億 624万2千円

3 決算収支の状況

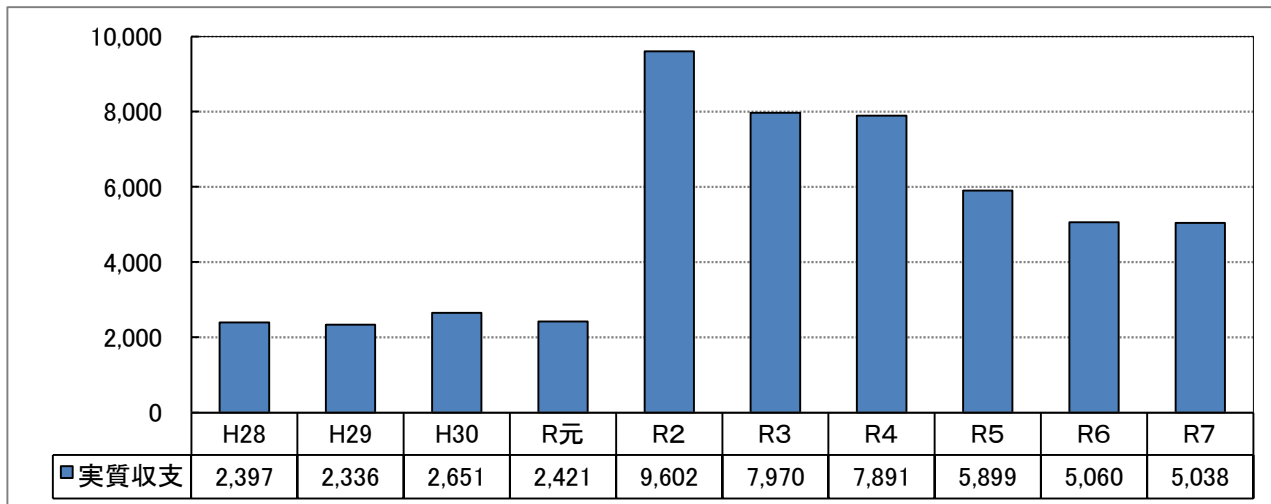
(1) 実質収支

令和7年度における歳入歳出差引額（形式収支）は、323億6,790万4千円の黒字。

この形式収支から翌年度に繰り越すべき財源273億3,016万6千円を控除した実質収支は、50億3,773万8千円の黒字。

〔実質収支決算額の推移〕

（単位：百万円）



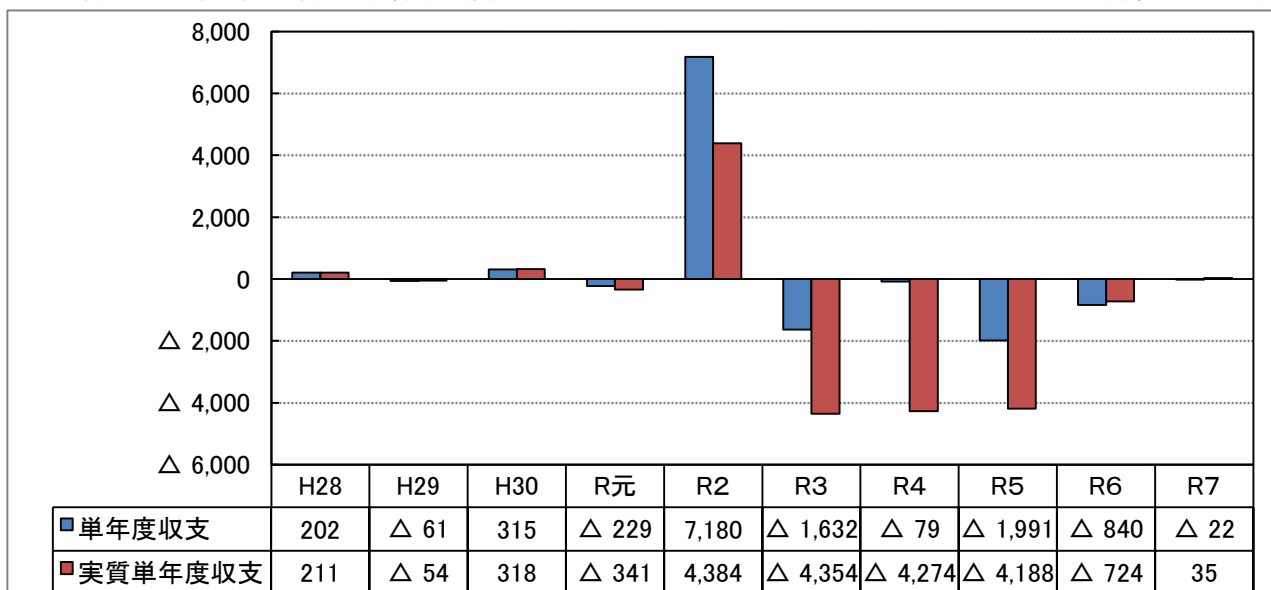
(2) 単年度収支及び実質単年度収支

令和7年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いた単年度収支は、2,199万円の赤字。

令和7年度における実質的な黒字要因である財政調整基金への積立額5,684万3千円を調整した後の実質単年度収支は、3,485万3千円の黒字。

〔単年度収支及び実質単年度収支決算額の推移〕

（単位：百万円）



4 財政指標等の状況

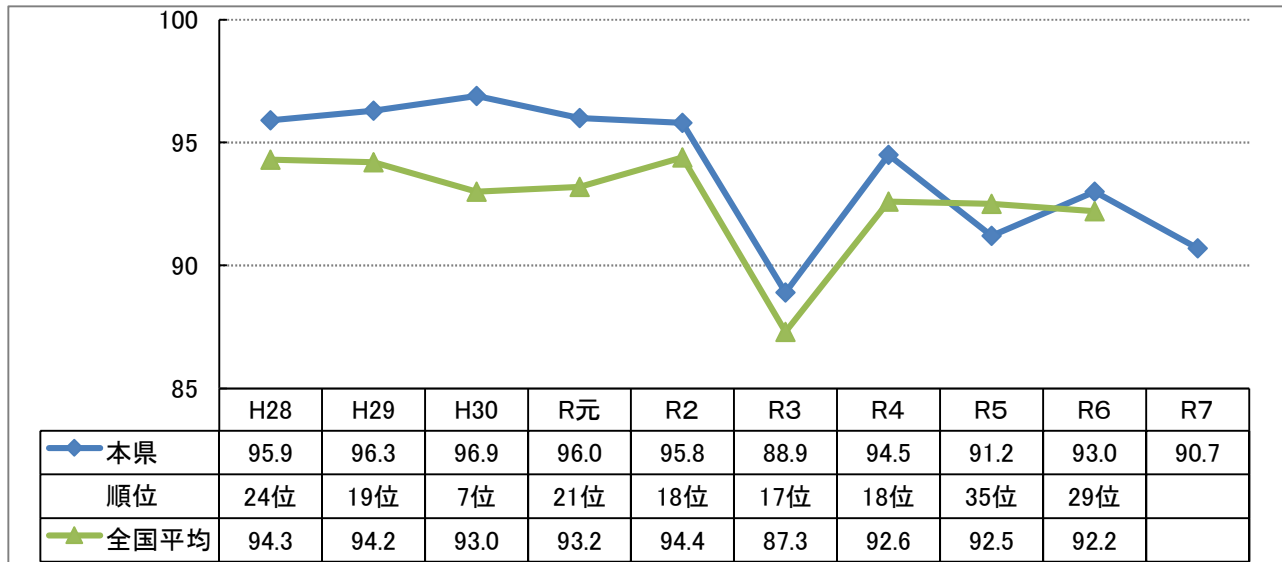
(1) 経常収支比率

地方公共団体の財政構造の弾力性を測る指標である経常収支比率は、90.7%と令和6年度の93.0%から2.3ポイント減少した。

これは、分母となる「経常一般財源等総額」では、地方税や地方交付税等が増となったこと等により1.8%の増となり、分子となる「経常経費充当一般財源等」では、公債費が減となったこと等により0.7%の減となったためである。

〔経常収支比率の推移〕

(単位：%)



※ 経常収支比率は、比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを表す指標であり、表中の順位は比率が高い方からの全国順位である。

(2) 健全化判断比率及び資金不足比率

① 実質赤字比率

実質赤字比率は、一般会計等（一般会計と普通会計に属する特別会計）における実質赤字額（実質収支における赤字額）の標準財政規模に対する比率である。

令和7年度の実質収支は黒字であり、算定・公表が開始された平成19年度決算以降、実質赤字はない。

② 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、一般会計等に工業用水道事業会計、病院事業会計、下水道事業会計、港湾整備事業特別会計、駐車場事業特別会計及び国民健康保険事業会計の赤字額を加えたものである。

いずれの会計についても赤字額はなく、算定・公表が開始された平成19年度決算以降、連結実質赤字はない。

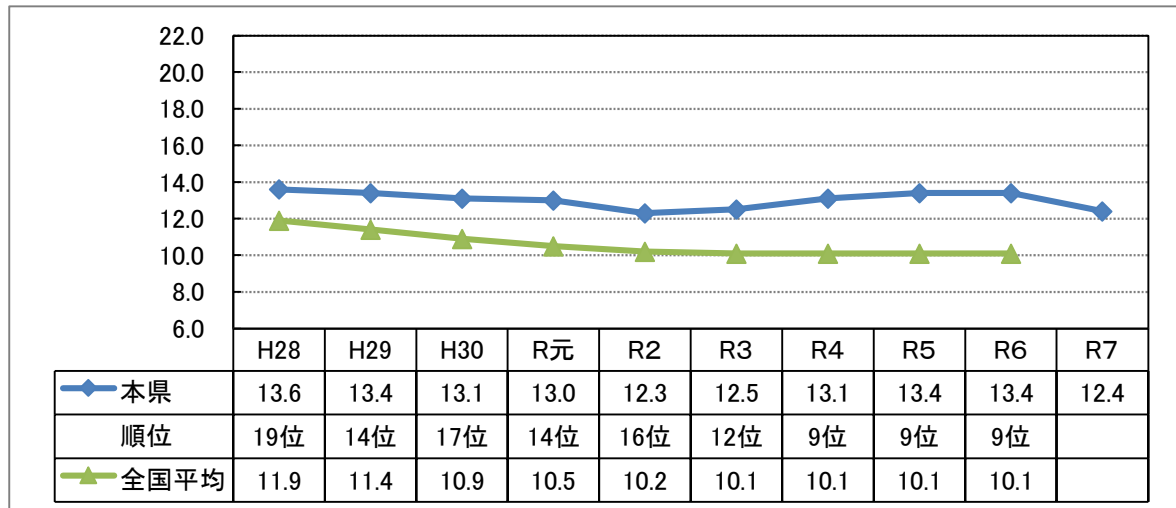
③ 実質公債費比率

実質公債費比率は12.4%と令和6年度の13.4%から1.0ポイント改善した。

これは、分母（標準的な一般財源収入）が増になるとともに、分子（元利償還金等から特定財源及び元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額）が減となったことによるものである。

〔実質公債費比率の推移〕

（単位：％）



※ 実質公債費比率は、公債費の大きさをその団体の財政規模に対する割合で表した指標であり、表中の順位は比率が高い方からの全国順位である。

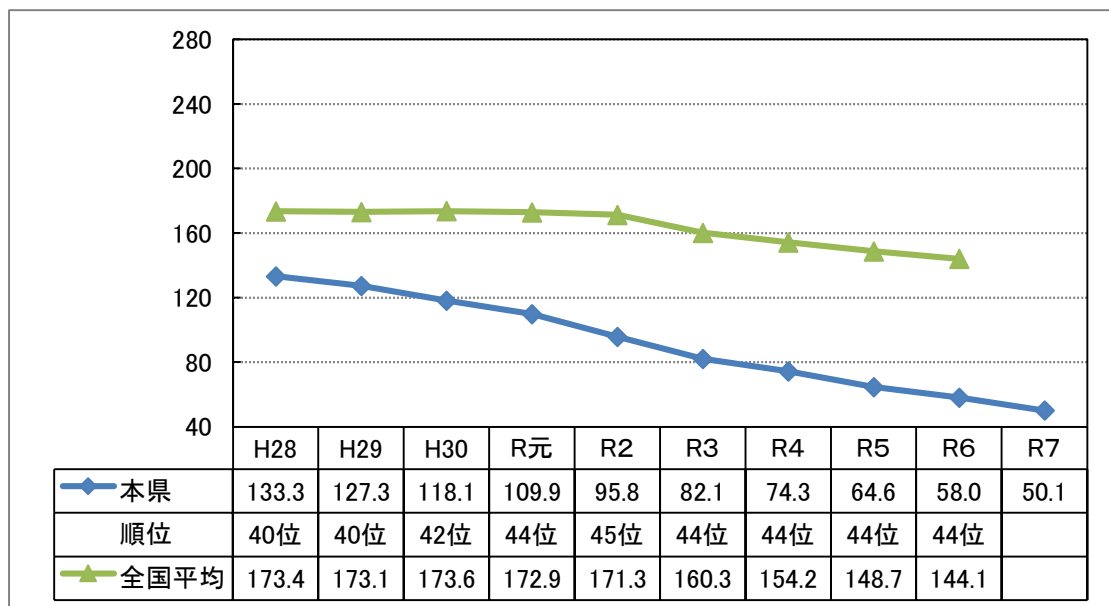
④ 将来負担比率

将来負担比率は50.1%と令和6年度の58.0%から7.9ポイント改善した。

これは、分母（標準的な一般財源収入）が増になるとともに、分子（地方債残高、退職手当等将来的に県が負担する額の合計額）が減となったことによるものである。

〔将来負担比率の推移〕

（単位：％）



※ 将来負担比率は、地方債など現在抱えている負債の大きさをその団体の財政規模に対する割合で表した指標であり、表中の順位は比率が高い方からの全国順位である。

⑤ 資金不足比率

資金不足額の事業規模に対する割合であり、工業用水道事業会計、病院事業会計、下水道事業会計及び港湾整備事業特別会計が対象となる。

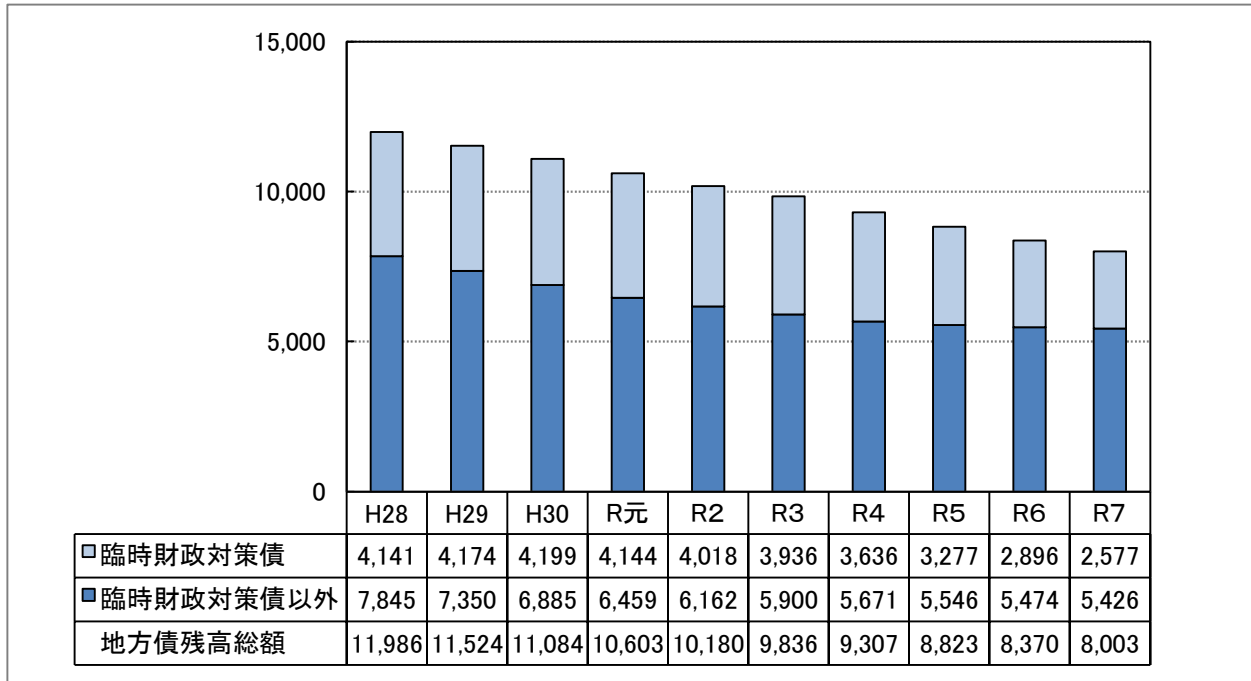
いずれの会計についても算定・公表が開始された平成19年度決算以降、資金不足はない。

(3) 地方債残高の状況

臨時財政対策債は、国からの配分額が減となり、その他の地方債についても、新規発行の抑制に継続的に取り組んできた結果、地方債残高総額は平成23年度から15年連続の減となった。

〔地方債残高の推移【普通会計ベース】〕

(単位：億円)



【一般会計ベース】

(単位：億円)

	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
臨時財政対策債	4,141	4,174	4,199	4,144	4,018	3,936	3,636	3,277	2,896	2,577
臨時財政対策債以外	7,611	7,157	6,698	6,296	6,000	5,745	5,518	5,395	5,322	5,278
地方債残高総額	11,752	11,331	10,897	10,440	10,018	9,681	9,154	8,672	8,218	7,855

(4) 基金残高の状況

令和7年度において、基金残高全体では144億円の増となった。

財政調整基金は、運用利息及び地方財政法の規定に基づく歳計剰余金の積立により24億円の増となった。県債管理基金は、臨時財政対策債償還分の取崩が積立を上回ったこと等により10億円の減、その他特定目的基金は、公共施設等整備基金の積立等により130億円の増となった。

(単位：億円)

<基金残高>	R6	R7	増減
財政調整基金	204	228	24
県債管理基金	231	221	△10
その他特定目的基金	1,187	1,317	130
合計	1,622	1,766	144

令和5年度～令和7年度 普通会計決算の推移

(単位:千円)

区 分		令和5年度	令和6年度	令和7年度
歳 入	総 額 A	709,754,981	721,053,199	754,277,116
歳 出	総 額 B	681,161,044	691,728,176	721,909,212
歳入歳出差引額 (A - B) C		28,593,937	29,325,023	32,367,904
翌年度へ繰り越すべき財源 D		22,694,493	24,265,295	27,330,166
実 質 収 支 (C - D) E		5,899,444	5,059,728	5,037,738
単 年 度 収 支 F		△ 1,991,166	△ 839,716	△ 21,990
積 立 金 G		1,202,294	1,564,271	56,843
繰 上 償 還 金 H		0	0	0
積 立 金 取 崩 し 額 I		3,399,238	1,448,126	0
実質単年度収支 (F+G+H-I) J		△ 4,188,110	△ 723,571	34,853
参 考	標 準 税 収 入 額 K	153,324,381	160,127,609	164,725,784
	普 通 交 付 税 額 L	222,781,474	221,537,844	222,401,468
	臨時財政対策債発行可能額 M	2,253,178	969,545	0
	標準財政規模 (K+L+M) N	378,359,033	382,634,998	387,127,252
	実質収支比率 (E / N × 100 (%))	1.56	1.32	1.30

令和7年度決算統計 普通会計歳入・歳出の増減比較

(歳入)

(単位：千円、%)

区 分	令 和 7 年 度			令 和 6 年 度			増 減 A-B
	決 算 額 A	構 成 比	前年度比	決 算 額 B	構 成 比		
1 地方税	207,992,817	27.6	7.6	193,342,703	26.8	14,650,114	
2 地方譲与税	30,241,293	4.0	2.7	29,443,358	4.1	797,935	
3 市町村たばこ税都道府県交付金	1,927	0.0	△ 55.9	4,371	0.0	△ 2,444	
4 地方特例交付金等	661,162	0.1	△ 83.1	3,909,282	0.5	△ 3,248,120	
5 地方交付税	228,760,545	30.3	0.6	227,470,836	31.6	1,289,709	
6 交通安全対策特別交付金	254,170	0.0	△ 3.4	263,013	0.0	△ 8,843	
7 分担金及び負担金	5,033,600	0.7	3.3	4,873,615	0.7	159,985	
8 使用料	11,237,494	1.5	4.2	10,784,131	1.5	453,363	
9 手数料	1,941,477	0.3	0.9	1,924,612	0.3	16,865	
10 国庫支出金	125,902,863	16.7	4.4	120,573,257	16.7	5,329,606	
12 財産収入	1,611,504	0.2	30.8	1,231,673	0.2	379,831	
13 寄附金	186,247	0.0	120.0	84,647	0.0	101,600	
14 繰入金	12,890,595	1.7	△ 1.5	13,082,599	1.8	△ 192,004	
15 繰越金	27,016,320	3.6	4.5	25,863,363	3.6	1,152,957	
16 諸収入	47,032,742	6.2	25.7	37,407,739	5.2	9,625,003	
17 地方債	53,512,360	7.1	5.4	50,794,000	7.0	2,718,360	
歳 入 合 計	754,277,116	100.0	4.6	721,053,199	100.0	33,223,917	

(歳出 目的別)

(単位：千円、%)

区 分	令 和 7 年 度			令 和 6 年 度			増 減 A-B
	決 算 額 A	構 成 比	前年度比	決 算 額 B	構 成 比		
一 議会費	1,298,336	0.2	△ 2.4	1,329,655	0.2	△ 31,319	
二 総務費	56,542,674	7.8	10.8	51,034,812	7.4	5,507,862	
三 民生費	117,544,143	16.3	3.5	113,538,020	16.4	4,006,123	
四 衛生費	28,761,951	4.0	△ 1.1	29,080,622	4.2	△ 318,671	
五 労働費	1,959,048	0.3	△ 0.7	1,972,982	0.3	△ 13,934	
六 農林水産業費	55,120,757	7.6	△ 2.5	56,536,141	8.2	△ 1,415,384	
七 商工費	46,732,058	6.5	32.0	35,406,370	5.1	11,325,688	
八 土木費	95,045,981	13.2	4.8	90,704,929	13.1	4,341,052	
九 警察費	34,527,054	4.8	6.0	32,566,017	4.7	1,961,037	
十一 教育費	147,545,424	20.4	7.3	137,517,569	19.9	10,027,855	
十二 災害復旧費	1,828,610	0.3	△ 62.3	4,851,965	0.7	△ 3,023,355	
十三 公債費	94,138,419	13.0	△ 5.2	99,306,800	14.3	△ 5,168,381	
十六 利子割交付金	241,630	0.0	280.6	63,486	0.0	178,144	
十七 配当割交付金	540,443	0.1	△ 4.1	563,327	0.1	△ 22,884	
十八 株式等譲渡所得割交付金	848,211	0.1	23.3	688,102	0.1	160,109	
二十 地方消費税交付金	36,396,243	5.0	8.0	33,702,911	4.9	2,693,332	
二一 ゴルフ場利用税交付金	99,272	0.0	0.2	99,065	0.0	207	
二三 自動車取得税交付金	0	0.0	皆減	1	0.0	△ 1	
二五 自動車税環境性能割交付金	585,377	0.1	0.6	581,788	0.1	3,589	
二六 法人事業税交付金	2,153,581	0.3	△ 1.4	2,183,614	0.3	△ 30,033	
歳 出 合 計	721,909,212	100.0	4.4	691,728,176	100.0	30,181,036	

(歳出 性質別)

(単位：千円、%)

区 分	令 和 7 年 度			令 和 6 年 度			増 減 A-B
	決 算 額 A	構 成 比	前年度比	決 算 額 B	構 成 比		
一 義務的経費	271,523,030	37.6	△ 1.7	276,356,566	39.9	△ 4,833,536	
1 人件費	157,924,492	21.9	0.0	157,907,037	22.8	17,455	
うち職員給	120,492,971	16.7	3.0	116,961,791	16.9	3,531,180	
2 扶助費	19,460,330	2.7	1.7	19,142,961	2.8	317,369	
3 公債費	94,138,208	13.0	△ 5.2	99,306,568	14.3	△ 5,168,360	
二 投資的経費	151,377,650	21.0	4.8	144,428,474	20.9	6,949,176	
1 普通建設事業費	149,549,040	20.7	7.1	139,576,509	20.2	9,972,531	
①補助事業費	84,321,395	11.7	6.6	79,118,332	11.4	5,203,063	
②単独事業費	59,579,093	8.2	9.6	54,344,848	7.9	5,234,245	
③国直轄事業負担金	5,532,721	0.8	△ 9.2	6,094,366	0.9	△ 561,645	
④同級他団体施行事業負担金	0	0.0	—	0	0.0	0	
⑤受託事業費	115,831	0.0	510.8	18,963	0.0	96,868	
2 災害復旧事業費	1,828,610	0.3	△ 62.3	4,851,965	0.7	△ 3,023,355	
①補助事業費	1,694,537	0.2	△ 63.1	4,598,218	0.7	△ 2,903,681	
②単独事業費	134,073	0.0	232.5	40,325	0.0	93,748	
③国直轄事業負担金	0	0.0	—	0	0.0	0	
④受託事業費	0	0.0	皆減	213,422	0.0	△ 213,422	
三 その他	299,008,532	41.4	10.4	270,943,136	39.2	28,065,396	
1 物件費	33,221,857	4.6	6.7	31,136,600	4.5	2,085,257	
2 維持補修費	20,002,668	2.8	3.6	19,306,630	2.8	696,038	
3 補助費等	176,336,102	24.4	8.4	162,623,521	23.5	13,712,581	
4 積立金	24,823,922	3.4	8.4	22,897,521	3.3	1,926,401	
5 投資及び出資金	2,267	0.0	皆増	0	0.0	2,267	
6 貸付金	37,421,598	5.2	36.6	27,390,058	4.0	10,031,540	
7 繰出金	7,200,118	1.0	△ 5.1	7,588,806	1.1	△ 388,688	
歳 出 合 計	721,909,212	100.0	4.4	691,728,176	100.0	30,181,036	

普通会計決算 指標等の前年度比較
 〈決算関連指標〉

(単位：%)

	令和7年度	令和6年度	増減
経常収支比率	90.7	93.0	△ 2.3

〈健全化判断比率〉 いずれの指標も早期健全化基準に該当しない

	令和7年度	令和6年度	増減	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	—	—	3.75	5.0
連結実質赤字比率	—	—	—	8.75	15.0
実質公債費比率	12.4	13.4	△ 1.0	25.0	35.0
将来負担比率	50.1	58.0	△ 7.9	400.0	—

〈資金不足比率〉 いずれの会計も経営健全化基準に該当しない

	令和7年度	令和6年度	増減	経営健全化基準
工業用水道事業会計	—	—	—	20.0
病院事業会計	—	—	—	
下水道事業特別会計	—	—	—	
港湾整備事業特別会計	—	—	—	

経常収支比率

地方公共団体の財政構造の弾力性を測る指標で、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）が、人件費・扶助費・公債費などの毎年度の恒常的な支出（経常的支出）にどの程度充当されているかを示す割合。

実質赤字比率

一般会計等における実質赤字額の標準財政規模に対する比率。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・ 一般会計等の実質赤字額 一般会計と普通会計に属する特別会計の実質赤字額の合計。
- ・ 標準財政規模 標準的に収入が見込まれる一般財源の総額（県税、普通交付税等）

連結実質赤字比率

全会計における実質赤字額の標準財政規模に対する比率。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・ 連結実質赤字額 一般会計等の実質赤字額と公営企業会計等の資金不足額の合計。

実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金や実質的な元利償還金相当額の標準財政規模に対する比率。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{イ} + \text{ロ}) - (\text{ハ} + \text{ニ})}{\text{ホ} - \text{ニ}}$$

(3カ年平均)

- ・ イ 地方債の元利償還金（繰上償還等を除く）
- ・ ロ 地方債の元利償還金に準ずるものの支出の合計額（公営企業債の償還のための繰出金、債務負担行為に基づく支出等）
- ・ ハ 特定財源
- ・ ニ 元利償還金等に係る基準財政需要額算入額
- ・ ホ 標準財政規模

将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{イ} - \text{ロ}}{\text{ハ} - \text{ニ}}$$

- ・ イ 将来負担額の合計額（地方債の現在高、債務負担行為に基づく支出予定額、公営企業債償還のための繰入見込額、退職手当支給予定額、公社等の負債額、損失補償契約を締結している第3セクター等に対する負担見込額、地方開発事業団に対する負担見込額）
- ・ ロ 将来負担額に充当可能な財源の合計額（基金、特定財源、基準財政需要額算入見込額）
- ・ ハ 標準財政規模
- ・ ニ 元利償還金等に係る基準財政需要額算入額

資金不足比率

各公営企業ごとの資金不足額の事業規模に対する割合。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額}}{\text{事業規模（営業収益等）}}$$

(参考)

令和5年度～令和7年度 一般会計決算の推移

(単位:千円)

区 分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
歳入総額 A	722,198,608	731,049,189	771,731,273
歳出総額 B	700,732,025	708,842,266	746,555,729
歳入歳出差引額 (A-B) C	21,466,583	22,206,923	25,175,544
翌年度へ繰り越すべき財源 D	16,005,435	17,589,519	20,627,766
実質収支 (C-D) E	5,461,148	4,617,404	4,547,778
単年度収支 F	△ 2,052,314	△ 843,744	△ 69,626
積立金 G	1,202,294	1,564,271	56,843
繰上償還金 H	0	0	0
積立金取崩し額 I	3,399,238	1,448,126	0
実質単年度収支 (F+G+H-I) J	△ 4,249,258	△ 727,599	△ 12,783

(注)

令和7年度決算の数値は、地方自治法第233条の規定に基づき手続中のものである。

(地方自治法(抄))

第233条 会計管理者は、毎会計年度、政令の定めるところにより、決算を調製し、出納の閉鎖後三箇月以内に、証書類その他政令で定める書類とあわせて、普通地方公共団体の長に提出しなければならない。

2 普通地方公共団体の長は、決算及び前項の書類を監査委員の審査に付さなければならない。

3 普通地方公共団体の長は、前項の規定により監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見を付けて次の通常予算を議する会議までに議会の認定に付さなければならない。

(参考)

一般会計と普通会計の違いについて

普通会計とは、各地方公共団体間での財政比較や統一的な掌握を目的として、国が定めた地方財政統計上の統一的会計区分であり、公営事業会計以外の会計を総合してひとつの会計としてまとめたものである。

よって、一般会計及び特別会計の中で、公営事業会計に係る全部又は一部の収支を経理している場合においては、これに係る一切の収支は、普通会計から分別して、公営事業会計で経理されたものとして取り扱う必要がある。

また、普通会計に区分される一般会計と特別会計とを単純に加算した際、重複分が生じることから、これを取り除いて普通会計としている。

【会計区分の概念図】

一般会計

うち農業集落排水
うち過疎下水（特定環境公共下水道）
上記以外

特別会計

公債費特別会計
療育福祉・医療療育センター特別会計
証紙特別会計
管理特別会計
公共用地先行取得事業特別会計
鉄道施設事業特別会計
母子父子寡婦福祉資金特別会計
小規模企業者等設備導入資金特別会計
林業・木材産業改善資金特別会計
沿岸漁業改善資金特別会計

国民健康保険特別会計

港湾整備事業特別会計
駐車場事業特別会計

企業会計

病院事業会計
工業用水道事業会計
下水道事業会計

普通会計

想定企業会計

国民健康保険 事業会計

公営企業会計 （法非適用企業）

公営企業会計 （法適用企業）